

10月から粗大ごみの戸別収集開始

10月2日から大洲市全域において粗大ごみの収集を始めます。
 肱川・河辺地域は収集方法が変更になりますので、ご注意ください。
 (長浜地域については変更ありません。)

粗大ごみの有料化は、ごみの減量化が主な目的であり、有料化にすることで、排出量に応じた費用を負担し、ごみの減量化、リサイクルの推進、処理費用の削減、焼却設備の延命化につながります。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

粗大ごみの出し方

①予約の電話を掛ける

大洲・肱川・河辺地域 … 収集日の前週の
 金曜日までに申し込み

粗大ごみ専用の申し込み電話 ☎24-0530

受付時間：9月18日以降
 月～金曜日の午前9時から
 午後5時まで
 休日：土・日曜日、祝日、年末年始
 (12月28日～1月4日)

長浜地域 … 収集日の前日までに申し込み
 長浜支所市民福祉課市民第3係

☎52-1111(内線56・57)

受付時間：月～金曜日の午前9時から
 午後5時30分まで
 休日：土・日曜日、祝日、年末年始
 (12月28日～1月4日)

※ 申し込み時に必要な内容

電話の際、住所・氏名・電話番号・粗大ごみの品目(品目によっては大きさなど)および個数を伺います。

②「粗大ごみ処理シール」の購入

粗大ごみ1個当たり1,000円となりますので、指定のごみ袋販売店で購入してください。

なお、シールの払い戻しや再発行はできません。

③粗大ごみの戸別収集

粗大ごみにシールを貼り、収集日の当日、午前8時までに自宅前、アパートやマンションの場合は、1階まで出しておいてください。

ただし、他の人の迷惑・交通の妨げにならないよう安全な場所に出してください。

※ 収集日は、地域によって違い、申し込み内容と異なる場合や粗大ごみ処理シールが確認出来ない場合は収集できないことがあります。

各地区の粗大ごみ収集日

| | |
|---------------------------|---------|
| 肱南・肱北 平野・南久米 | 毎月第1火曜日 |
| 久米・柳沢 新谷・三善 八多喜・上須戒 | 毎月第2火曜日 |
| 喜多・平 | 毎月第3火曜日 |
| 菅田・大川 | 毎月第4火曜日 |
| 肱川・河辺 | 毎月第4火曜日 |
| 長浜 | 毎月第4金曜日 |

注意事項

ベッドとマットレス、机と椅子などはそれぞれを1個とします。

収集できない品目

家電4品目(テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機) パソコン、単車、農機具、バッテリー、タイヤ、消火器、ガスボンベ など

問い合わせ先

市役所保険環境課生活衛生係

☎24-2111 (内線158)

長浜支所市民福祉課市民第3係

☎52-1111 (内線56・57)

肱川支所市民福祉課市民第2係

☎34-2311 (内線221)

河辺支所市民福祉課福祉係

☎39-2111 (内線153)



平成19年10月1日現在で 就業構造基本調査を実施します

総務省統計局では、10月1日現在で15回目の就業構造基本調査を実施します。

本調査は、全国から抽出された約45万世帯の15歳以上の方を対象に、ふだん何か収入になる仕事をしているかどうかや就業に関する希望などについて調査します。

調査結果からは、若者、高齢者や女性の多様化する就業状況や産業構造の変化に伴う雇用流動化の実態など就業に関する詳しい状況が明らかになり、雇用政策や経済政策などの各種行政施策を企画・立案する際の重要な基礎資料となります。

調査の対象となった世帯には、9月下旬ごろ、統計調査員が調査票の記入のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。



【問い合わせ先】

市役所電算課情報統計係 ☎24-2111 (内線373)

☎24-2111 (内線255)

【申し込み・問い合わせ先】

- ・公共下水道が整備されている肱南処理区
- ・公共下水道が計画されている肱北処理区の一部
- ・農業集落排水が整備されている八多喜地区の一部

【補助制度を受けられない地域】

転換、新築などの具体的な計画内容(場所、時期、延床面積など)がわかる資料および印鑑を市役所下水道課、または各支所市民福祉課までご持参ください。

【申し込み方法】

転換、新築などの具体的な計画内容(場所、時期、延床面積など)がわかる資料および印鑑を市役所下水道課、または各支所市民福祉課までご持参ください。

【事前申し込み期限】

平成19年9月3日(月)から平成20年3月31日(月)まで

(受け付けは、市の休日を除く執務時間中)

【浄化槽設置補助の事前受付を】

生活雑排水による水質汚濁を防止するため、平成20年度に浄化槽を設置される方に対して、費用の一部を助成する補助制度があります。希望者は、次のとおり事前申し込みを行ってください。

開始します!!

【浄化槽規模別の補助限度額】

| 補助となる浄化槽規模 | 【補助限度額】 | 【補助限度額】 | |
|------------|----------------------------|----------------------------------|----------------------------|
| | | 〈転換〉…単独処理浄化槽または汲み取り便槽から浄化槽にする場合。 | 〈新築〉…既存建物を取り壊し後、新築する場合を含む。 |
| 5人槽 | 延床面積が130㎡以下のもの | 332,000円 | 222,000円 |
| 7人槽 | 延床面積が130㎡をこえるもの | 414,000円 | 277,000円 |
| 10人槽 | 2世帯住宅(浴室および台所が2つあり、独立して生活) | 548,000円 | 367,000円 |

- 長浜支所市民福祉課 ☎21-1111 (内線56)
- 肱川支所市民福祉課 ☎23-1111 (内線221)
- 河辺支所市民福祉課 ☎21-1111 (内線153)

※既存施設が単独処理浄化槽で、増・改築により人槽の増を伴う場合は、新築扱いとなります。
※今回記載した補助限度額は予定額であり、補助額は平成20年4月1日の事業開始日に決定します。

景観計画の策定 肱南地区を中心に検討中

大洲市では、現在、肱南地区を中心とする「景観計画」の策定に取り組んでいます。

民間委員14人で構成される「大洲市景観検討委員会（委員長 愛媛大学法文学部・本田博利教授）」については、既に4回の会議を開催し、「景観の定義」や「景観計画の必要性」「地域の現状・課題」などについて検討を重ねてきました。また、去る7月3、4、6日の3日間を使い、肱南地区にお住まいの方を中心に呼びかけ

ての「第一回景観計画策定事業説明会及び意見交換会」を開催しました。これらの会議でいただいた「景観」に対するご意見のうち、主立ったものを整理した結果は、以下の通りです。

1 「大洲らしい景観」の定義（エリアの確定）と「住民にもわかりやすく、効果的な規制基準・環境保全策の検討、策定」

2 町に対する住民の歴史認識の向上を図るための

活動推進、事業展開

3 町の美観に対する市民意識の向上（モラル向上）と緑化の推進

4 「空き家・空き地対策」と「公共施設の適正な管理」

5 良好な景観を活かした「観光振興」と「商店街の活性化」

6 「景観計画」を始め、「水と緑のネットワーク整備事業」などの関連事業に関する周知方法の工夫

7 「景観」を含む「まちづくり」に関する継続的な話し合いの場の創出

なお、景観形成上の具体的な問題として挙げられたのは、次のような事柄でした。

- 1 増加する「空き家・空き地」に関する景観の問題
- 2 富士山遊覧道路周辺の緑の保全
- 3 「犬のフン」や「ゴミのポイ捨て」などが及ぼす景観への影響

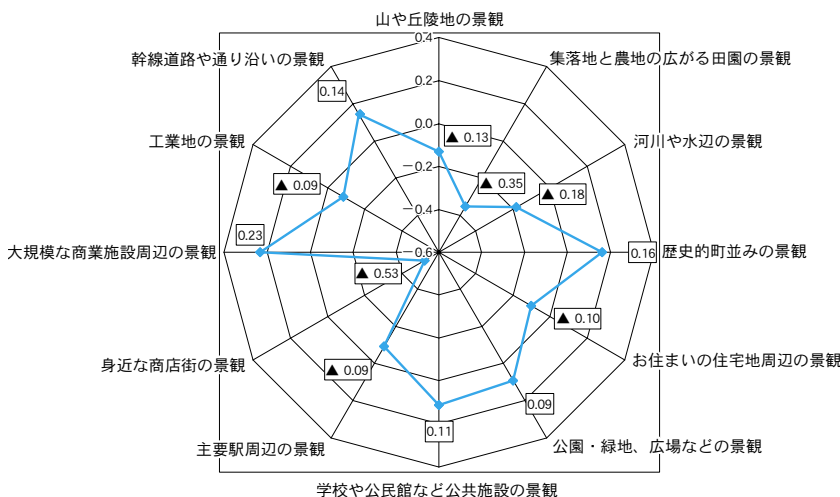
景観計画については、これらの事柄に留意しながら、本年度末を目標に、素案の



▲かつての「町のかたち」に現在の姿を重ねて考えることも大切

地域景観の変化（評価点）

評価点は、良くなってきた（+1点）、変わらない（0点）、悪くなった（-1点）の3段階とし、それぞれの項目における平均値を示したものです。



策定を行っていきます。また、今年3月に実施した「景観に関する市民意識調査」について、その一部、「地域景観の変化」に関して紹介すると、左のグラフで示したような結果が出ています。景観が良くなってきたと感じる第1位は、「大規模な商業施設周辺」で、悪くなってきたと感じる第1位は、「身近な商店街」でした。「地域の個人的な景観」を将来にどう伝えていくのかを考えていく上では、複雑な感じを覚え

問い合わせ先

市役所都市整備課管理第1係
☎ 24 1719

この意識調査の結果については、市のホームページなどを通じて、その全容をお知らせしたいと思います。ホームページには、景観行政情報紙「まちのかたち」も掲載しており、「広報大洲」と同じところで、バックナンバーを見ることができます。